令和４年１１月２日
陸前高田市

陸前高田市脱炭素先行地域パートナー事業者選定
公募型プロポーザル実施要領

本要領は、陸前高田市が脱炭素先行地域へ応募を行うに当たり、連携して計画提案書の作成を行い、脱炭素先行地域の選定後の事業に取り組むパートナー事業者を、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定するため、必要な事項を定めるものである。

１　本プロポーザルの目的

国が「2030 年度に温室効果ガスを 2013 年度比 46％削減、2050 年までに脱炭素社会の実現」を宣言し、令和３年６月に地域脱炭素ロードマップを示したことを受け、本市においても、脱炭素を通じて地域課題を解決し、地域の魅力と質を向上させるまちづくりを推進するため、脱炭素先行地域への選定を目指している。

本プロポーザルは、第３回以降の脱炭素先行地域への応募に向け、専門的な知識や技術、経験を生かして、本市と連携して脱炭素の推進に向けた計画提案書作成を行い、脱炭素先行地域の選定後には取組を進めることができるパートナー事業者を選定することを目的とする。

２　パートナー事業者選定

公募型プロポーザル方式にてパートナー事業者選定を行う。選定に当たっては選定委員会を組織し、本業務への参加希望事業者が本市に提出した参加表明書、実績資料、業務提案資料、業務実施体制資料、プレゼンテーションの内容を審査し、パートナー事業者を決定する。その後協議の上、協定を締結して、業務を実施する。

３　パートナー事業者に求める業務

⑴　業務内容

ア　脱炭素先行地域への応募に係る事業内容や施策の検討、計画提案書の作成

イ　各種会議や市民説明会等の運営支援

ウ　脱炭素先行地域選定後の共同実施

⑵　業務に関する費用

上記⑴ア、イの業務に係る費用は事業者の負担とする。また、脱炭素先行地域への選定後の事業実施は、事業内容や体制に応じて、国からの交付金交付の後、補助金の交付等を想定している。

協定期間内に脱炭素先行地域の選定がない、もしくは国からの交付金交付対象外となる等、財源の確保がなされない場合は、原則補助金の交付等はないものとする。

4　事業パートナーの期間

協定締結から１年とする。ただし、脱炭素先行地域に選定された場合は、その事業の期間までとする。

5　プロポーザルの概要

⑴　プロポーザル実施スケジュール（予定）

ア　公告	令和４年１１月２日（水）
イ　質問受付期限	令和４年１１月９日（水）
ウ　質問回答公表	令和４年１１月１６日（水）
エ　参加表明書の提出期限	令和４年１１月２２日（火）
オ　審査資料の提出期限	令和４年１２月２日（金）
カ　審査	令和４年１２月９日（金）
キ　審査結果公表	令和４年１２月１６日（金）
ク　協定締結	令和４年１２月中旬

⑵　選定委員会

事業者の選定に係る審査は、選定委員会で行い、選定委員は下記の６名を予定している。

・副市長（選定委員長）
・政策推進室長
・総務部長
・市民協働部長
・地域振興部長
・建設部長

⑶　担当部署

陸前高田市政策推進室政策広報係
メールアドレス：seisaku@city.rikuzentakata.iwate.jp
住所　　：〒０２９－２２９２　岩手県陸前高田市高田町字下和野１００番地
電話　　：０１９２－５４－２１１１（内線３３１、３３２）

⑷　参加要件

下記の要件全てに該当する場合のみ、本プロポーザルに参加することができる。

ア　単体事業者又は複数の者で構成する企業グループによる提案であること。
イ　単体事業者又は企業グループの構成企業が､本プロポーザル公示日から起算して1年以内に国、岩手県又は陸前高田市からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていないこと。
ウ　単体事業者又は企業グループの構成企業が銀行取引停止となっていないこと。
エ　単体事業者又は企業グループの構成企業は、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続き開始の申し立てをしている者若しくは再生手続き開始の申立てをされている者（同法第３３条第１項に規定する再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続き開始の申立てをしている者若しくは更生手

続き開始の申立てがされている者（同法第４１条第１項に規定する更生手続き開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

オ　単体事業者又は企業グループの構成企業の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団又は同条第６号に規定する暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

カ　企業グループの構成企業が、単独又は他の企業グループの構成企業として、本業務に参加していないこと。

キ　３「パートナー事業者に求める業務」について業務遂行能力を有する者であること。

⑸　交付する書類及び資料

ア　本実施要領（別紙「脱炭素に係る本市の取り組みについて」含む）

イ　様式集

様式第１号：質問書

様式第２号：参加表明書

様式第３号：委任状

ウ　審査要領

※書類及び資料は全て陸前高田市公式ホームページ「http://www.city.rikuzentakata.iwate.jp」（以下「ＨＰ」という。）上のみで交付する。郵便等による資料送付は行わない。

⑹　提出書類の取り扱い

ア　提出書類は、返却しないものとする。

イ　提出書類は、審査の目的以外で、無断で使用しないものとする。

ウ　提出されたプロポーザル等の著作権は、応募者に帰属するものとする。ただし、協定の締結者の提出書類は、陸前高田市が必要とする範囲内において、無償で使用できることとする。

エ　提出書類は、必要な範囲内において複製することができるものとし、提案者の同意を得て、ＨＰ等で公表することがある。

⑺　その他

ア　説明会は実施しない。

イ　プロポーザル参加に係る費用は、全て応募者の負担とする。

ウ　提出期限日以降における書類の差し替え又は再提出は認めない。

エ　本業務において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。

６　質問回答について

質問がある者は、下記のとおり質問書を提出すること。質問がない場合は、質問書を提出する必要はない。

⑴　質問書の提出

ア　受付期限

令和４年１１月９日（水）正午まで

イ　提出先

５⑶のとおり

ウ　提出資料

資料	形式
①　質問書 ※　質問事項は簡潔に記入すること。記入欄が足りない場合は、記入欄又は用紙を追加して作成すること。	様式第１号

エ　提出方法

・質問を記入した質問書データ（ワード形式）を、電子メールに添付して提出すること。

・メールの件名は「脱炭素先行地域パートナー事業者選定　質問書」とし、ファイル名は「質問書_○○」（○○には事業所名）とすること。

・郵送、ファックス、電話、口頭等での質問は受け付けない。

⑵　質問回答公表

ア　公表日

令和４年１１月１６日（水）（予定）

イ　公表方法

ＨＰ上に掲載する。

7　参加表明について

参加表明書の提出をもって、参加表明とする。

⑴　参加表明書の提出

ア　提出期限

令和４年１１月２２日（火）　午後５時

イ　提出先

５⑶のとおり

ウ　提出資料

資料	形式
①　参加表明書	様式第２号
②　委任状　※企業グループで応募する場合のみ	様式第３号

エ　提出方法

・参加表明書データ（PDF 形式）を、電子メールに添付して提出すること。

・メールの件名は「脱炭素先行地域パートナー事業者選定　参加表明」とし、ファイル名は「参加表明_○○」（○○には事業所名）とすること。

⑵　通知

参加表明を受け付けた者には、提案者番号を、電子メールにて送付する。

⑶　辞退

参加表明書の提出後に、本公募への参加を辞退する場合には、令和４年１２月２日（金）正午までに辞退の連絡をメールにて送付すること。

8　審査資料提出について

⑴　資料の提出

ア　提出期限

令和４年１２月２日（金）　正午

イ　提出先

５⑶のとおり

ウ　提出資料

下記①、②、③について作成すること。なお、提案資料には、提案者を特定することが出来る内容の記述を記載してはならない。仮に記載されていた場合には、審査の対象外とする場合がある。

資料	形式
①　実績資料 ・一つの PDF ファイルとし、ファイル名は「実績資料_○○」（○○には提案者番号を半角で記載）とすること。 ・ファイルサイズは２MB 以下とすること。	A４タテ ３枚以内 自由形式
②　業務提案資料 ・一つの PDF ファイルとし、ファイル名は「業務提案資料_○○」（○○には提案者番号を半角で記載）とすること。 ・ファイルサイズは８MB 以下とすること。	A３ヨコ ３枚以内 自由形式
③　業務実施体制資料 ・一つの PDF ファイルとし、ファイル名は「業務実施体制資料_○○」（○○には提案者番号を半角で記載）とすること。 ・ファイルサイズは１MB 以下とすること。	A４タテ ３枚以内 自由形式

エ　提出方法

・資料①、②、③の３つの PDF ファイルを、電子メールに添付して提出すること。

・メールの件名は「脱炭素先行地域パートナー事業者選定　審査資料提出」とすること。

・郵送、ファックス、電話、口頭等での質問は受け付けない。

⑵　実績資料の作成方法

ア　記載事項

５⑷の参加要件を踏まえ、下記①～③について記載すること。

①　提案者の実績

本業務に資する提案者の事業・取組の実績を有する者は、当該実績を記載すること。

②　実績の本事業への活用

上記①で記載した実績が本業務においてどのように生かせるか説明すること。

③　本事業に取り組むアピールポイント

アピールポイントとして、業務に取り組む想い・意気込み等を記載すること。

イ　留意事項

・文字は読みやすい大きさとすること。

・印刷範囲を考慮し、用紙の余白を５ミリ以上とること。
・提案資料全ての右上隅に、返信された参加表明受領書に記載されている提案者番号を記載すること。番号のフォントは１２ポイントとすること。

⑶　業務提案資料の作成方法

ア　記載事項

本実施要領の内容を踏まえ、下記①～⑥について記載すること。また、環境省が公表している脱炭素先行地域募集要領（第２回）等を参考にすること。

①　地域脱炭素実現に対する考え方について

本市の特徴や地域課題を踏まえながら、地域脱炭素の実現に向けた取組の全体像を説明すること。

②　民生部門電力の脱炭素化に関する取組

民生部門の電力消費に伴うＣＯ２等の温室効果ガスの排出を実質ゼロとするための取組の具体的内容を説明すること。対象とする地域、事業費の額（各年度)、活用を想定している国の事業（交付金、補助金等）についても記載すること。

③　民生部門電力以外の脱炭素化に関する取組

民生部門の電力以外のエネルギー消費に伴う温室効果ガスの排出削減に係る取組の具体的内容を説明すること。対象とする地域、事業費の額（各年度)、活用を想定している国の事業（補助金等）についても記載すること。

④　地域課題の解決や住民の暮らしの質の向上等、期待される効果

脱炭素先行地域の取組を通じて解決していくことを目指す課題や、その解決に向けた取組により期待される効果（地域経済、防災、暮らしの質の向上等）を説明すること。

⑤　市内関係者との連携・合意形成

市内事業者（地域新電力等）や需要家との役割や取組内容、合意形成の考え方について説明すること。

⑥　実施スケジュール

取組全体及び取組別の実施スケジュールについて説明するとともに、簡潔に図示すること。

イ　留意事項

・脱炭素先行地域の応募に係る計画提案書は協議により作成し、提案資料の内容に限るものではない。
・記載事項の①～⑥とそれに対する提案・実施方針は対応させて分かりやすいように記載すること。
・文字は読みやすい大きさとすること。
・印刷範囲を考慮し、用紙の余白を５ミリ以上とること。
・提案資料全ての右上隅に、返信された参加表明受領書に記載されている提案者番号を記載すること。番号のフォントは１２ポイントとすること。

⑷　業務実施体制資料の作成方法

ア　記載事項

本業務で想定される事業者の連携体制について、必要に応じて体制図も用いて記載すること。

イ　留意事項

・文字は読みやすい大きさとすること。

・印刷範囲を考慮し、用紙の余白を５ミリ以上とること。
・提案資料全ての右上隅に、返信された参加表明受領書に記載されている提案者番号を記載すること。番号のフォントは１２ポイントとすること。

９　審査について

⑴　審査方法

ア　提出された資料、プレゼンテーションを踏まえて、「実績資料」、「業務提案資料」、「業務実施体制資料」を交付資料の「審査要領」による評価を行い、選定委員会で審査を行う。

イ　審査は非公開で行う。

ウ　審査の経緯及び結果についての異議申立ては受け付けないものとする。

⑵　プレゼンテーション

ア　開催日時・場所

・日時：令和４年１２月９日（金）　午後２時００分（予定）（１者３０分程度）

・場所：陸前高田市役所３階　政策会議室

※詳細は、参加表明者に別途連絡する。

イ　留意事項

・提案者の説明は、提出した審査資料に基づき口頭で選定委員へ説明を行うこと。

・模型の持ち込み、追加資料の配布は認めない。

・提出した資料に基づき、主に「業務提案資料」の内容について説明を行うこと。「実績資料」「業務実施体制資料」を踏まえて説明してもよい。

・プレゼンテーションは非公開で行うが、記録のため、録音、写真の撮影等を行う場合がある。

・補足資料の提示に当たっては、減点対象とする。

⑶　審査結果の公表及び通知

・審査結果は、令和４年１２月１６日（金）にＨＰで公表する予定としている。

・なお、審査結果に対する異議申立ては一切受け付けない。

以上

別紙

脱炭素に係る本市の取り組みについて

１　行政計画

本市においては、子どもから高齢者まで、市民みんなが生き生きと笑顔で過ごせる「ノーマライゼーションという言葉のいらないまちづくり(世界に誇れる美しい共生社会のまちづくり)」を背景に、東日本大震災からの復興と、持続可能なまちづくりに取り組むための指針として、平成３０年度に「陸前高田市総合計画」を策定し、基本政策の一つとして「地球環境にやさしいエネルギーを活用したまちづくり」を掲げるなど、持続可能なまちづくりに向けた取組を進めている。

令和元年７月には、岩手県内初の SDGs 未来都市に選定され、SDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けた、経済・社会・環境における様々な施策に取り組んでいる。

また、令和２年度に策定した「陸前高田市環境基本計画」の基本目標として「循環型社会の構築」を掲げ、市民や事業者、市が協力して温室効果ガスの抑制に取り組むこととしている。

東日本大震災後の公共施設等の整備が概ね完了したことから、令和４年度中に「地球温暖化対策実行計画（事務事業編)」を策定予定である。

２　民間事業者との連携

本市では、東日本大震災の経験から、災害時における電力の確保と、平常時における再生可能エネルギーの活用やエネルギーの地産地消について、これまで様々な検討を進めてきた。このような中、市内における電力供給事業及び再生可能エネルギーの導入促進等の実施を通じた、地域内経済循環及び電気料金低減等を目的として、市として設立支援及び出資を行い、民間事業者との協働により令和元年度に地域新電力を設立している。

また、一部の市内公共施設においてＰＰＡモデルによる太陽光発電設備の設置を進めており、脱炭素及び災害時のレジリエンス強化に取り組んでいる。

３　循環型地域づくり推進協議会

本市における、森林資源、再生可能エネルギー等の地域資源を地域内で循環させるための循環型地域づくりを総合的かつ一体的に推進することにより、コミュニティの活性化及び循環型社会の実現を目指すことを目的に、市内の各種団体等を構成員として、令和元年度に「陸前高田市循環型地域づくり推進協議会」を設置した。

当協議会において、循環型地域づくりに係る地域課題の整理並びに解決策及び将来像の検討を行っている。(参考：「将来実現する地域の構想図」）また、当協議会の協議を通じて、地域交通の脱炭素化と移動手段の確保という地域課題の解決を目的として、グリーンスローモビリティの導入検討及び実証実験を行い、令和４年４月より運行を開始している。

なお、脱炭素先行地域に係る事業実施にあたっては、当協議会との協議や情報共有を行いながら進めることを基本とする。

将来実現する地域の構想図

※「地域資源（木材・有機資源）からの再エネづくりを通して、市街地、道の駅、発酵の里、ワタミオーガニックランドなどがつながり、コミュニティが活性化された状態

グリーンスローモビリティ